配当公告

札幌市西区琴似三条六丁目一番二二号
破産者　株式会社八紘興機

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年(フ)第九八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一六七、二八二、〇四二円

一、配当をすることができる金額
金五四、二六八、〇〇一円

平成二十六年一月二十八日
札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル二階　破産管財人　青木　豪

配当公告

大阪市中央区心斎橋筋二丁目七番一八号
破産者　GFS株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十二年(フ)第四十一号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金七、九六二、七三〇、〇六五円
優先債権　金二、四六四、一五八円

一、配当することのできる金額
一般債権　金一六六、五二六、〇〇八円
優先債権　金二、四六四、一五八円

平成二十六年一月二十八日
大阪市中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル　破産管財人　森本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字大木戸字宮原二〇番地、最後の住所福島県福島市渡利字三本木三番地の一　被相続人　亡　半澤　太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
事務所福島県福島市新町五―一一リエス福島新町二階まき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森谷　吉博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒五丁目八番、最後の住所東京都豊島区巣鴨二丁目五番九―六〇二号　被相続人　亡　大河原　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階あおい総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方一丁目二六番、最後の住所千葉県我孫子市根戸一〇四二番地の一二八〇二号　被相続人　亡　曽我　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
事務所千葉県柏市柏二丁目六番七号佐山ビル三階　弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所
相続財産管理人　弁護士　冨田　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区白鳥二丁目二〇番、最後の住所東京都荒川区南千住六丁目三七番九―三二〇二号　被相続人　亡　植田　浩義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北多摩郡小平町野中新田與右衛門組三〇番地、最後の住所不詳、出生年月日明治三十六年十月二十七日　被相続人　亡　川里　ミキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川北稲葉二丁目五四番地、最後の住所東京都世田谷区奥沢六丁目二〇番四号自由ヶ丘第五コーポ四〇二　被相続人　亡　角田　雪枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
東京都港区西新橋一―一一五物産ビル別館四階弁護士法人ITJ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目三七七番地、最後の住所神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目一一番二四号　被相続人　亡　富持登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区品濃町一六六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小島　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
横浜市中区海岸通三丁目一三番地一
相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市花田町字築地一四番地二〇、最後の住所横浜市南区永田南一丁目二二番二五号　被相続人　亡　長谷川裕晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
横浜市中区山下町六一番地一横浜山下ビル三階
相続財産管理人　弁護士　大久保　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市梶原三丁目二一九五番地、最後の住所神奈川県鎌倉市梶原三丁目二番八号　被相続人　亡　水島　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日
横浜市中区南仲通一―六　関内NSビル二階
相続財産管理人　弁護士　庄司　道弘

第10期決算公告

平成26年1月27日

東京都八王子市高倉町9番1号
アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社
代表取締役社長　梅島　正明

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,141	流動負債	1,433
現金預金	147	固定負債	443
売掛金	962	株主資本	3,158
有価証券	102	資本金	499
その他の流動資産	928	資本剰余金	501
固定資産	2,893	その他資本剰余金	501
有形固定資産	502	利益剰余金	2,158
無形固定資産	631	利益準備金	140
投資その他の資産	1,759	その他利益剰余金	2,018
		（うち当期純利益）	(309)
合計	5,034	合計	5,034